

### 【再周知】『令和5年度 北海道地区官庁施設保全連絡会議』について

国家機関の建築物の適正な保全の推進及び保全指導を効果的・効率的に行うことを目的に、保全に関する情報等を施設管理者等に会議を通して提供しています。

また、公共建築の適正な保全推進の観点から、独立行政法人及び地方公共団体の方々にも、会議資料の提供をしています。

保全に関する様々な情報について、一年を通して活用していただくため、前年度に引き続き書面開催(電子媒体DVDによる書面や動画の提供)としておりますので、再周知を兼ねてお知らせいたします。

#### ■ 開催の詳細

- ・書面開催(DVDによりデータ送付) 令和5年10月4日(水)発送
- ・配布先:全283機関 (内訳) 国家機関(73)、独立行政法人(28)、地方公共団体(182)  
上記機関が所管している施設の保全責任者および担当者
- ・質問等についてはメール等により受付、回答

#### ■ 会議内容(提供内容)

- ・会議資料の詳細は、本号の「別紙」をご覧ください。  
※目次の右側に議題の概要や対象とする機関を記載しています。



#### ■ より分かりやすく活用しやすい資料の工夫

- ・昨年度の会議のアンケートにより、施設保全責任者等の約90%が事務職、約60%が保全業務経験2年未満であることから、保全業務全般に関する情報を幅広く、わかりやすく情報発信することを目指し会議資料を作成しました。
- ・新規の情報の他に、過去の資料でも継続して重要であるものをピックアップして再掲載しています。
- ・一年を通して活用していただけるように「日常の保全業務で活用していただくための資料」として、保全に関する様々な情報(全19項目)を【参考資料】として掲載しています。
- ・一部の資料に音声を付加し、視覚と聴覚に訴えかけられる動画形式として作成しています。
- ・資料内容が多岐にわたり膨大な量となるため、目次には各資料の紹介コメントを付け、その内容が新規なのか再掲載のものなのか、対象が国家機関向けなのか全ての機関向けなのか分かるような工夫をしています。また、各資料のファイルや関連するホームページへのリンクを設定し、活用しやすい構成としています。

#### ■ アンケートによるご意見ご要望など

- ・業務の状況に合わせて自由な時間に資料を熟読できる。
- ・データとして保存できるため、職場内で共有しやすい。
- ・動画もありわかりやすい資料である。・地方のため移動不要なのが助かる。
- ・機械の音声はイントネーションや間の取り方に違和感のある点もある。
- ・ボリュームがあるため、読み終えるのに時間がかかった。
- ・できれば対面式もしくはWEB等でのオンラインの会議も開催してほしい。



アンケートへのご協力ありがとうございました。いただいた貴重なご意見等を参考に、今後の会議の内容等について、更なる工夫や改善を図りながら、わかりやすいものとなるように取り組んでまいります。

## 高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起について

近年、全国の自家用電気工作物設置事業場において、水の影響がある敷設環境に設置される比較的新しい高圧引込みケーブルが、絶縁破壊する事象が発生しています。

これを受けて、令和3年6月16日に経済産業省及び(独)製品評価技術基盤機構が「更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起」を公表しましたのでお知らせします。

⇒ [https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/12/20231201-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231201-1.html)

電気工作物設置者及び電気保安業務担当者におかれましては、更新推奨時期に満たない高圧ケーブルであっても地絡事故が発生する可能性があることを念頭に、以下の点に留意が必要です。

- ① 定期的に高圧ケーブルの点検を実施し、劣化の兆候が確認された場合は、更新推奨時期に満たなくても速やかに更新が必要。
- ② 事故が確認されている高圧ケーブルはE-Tタイプ(外部半導電層がテープ巻き)ですが、更新の際は、水トリー現象に強いE-Eタイプ(外部半導電層が押出成形)の採用を推奨。

※水トリー現象とは高圧ケーブルの絶縁に使われる架橋ポリエチレン等に、水と電界が影響して小さな亀裂が発生し、樹脂(tree)状に成長する現象。

## ガス警報器の交換期限について

警報器の交換期限は5年です。

5年を過ぎるとセンサー部分の感知能力が劣化し正常に働かない可能性があります。

警報器に貼ってある「交換期限表示ラベル」を確かめて交換期限が近づいたら、販売店に連絡して必ず取り替えてください。

(ガス警報器工業会 HP)

<https://www.gkk.gr.jp/user/replace/>

## ★公共建築相談窓口★

### ～公共建築に関する技術的なご相談はこちらへ～

北海道開発局営繕部 営繕調整課

電子メール [hkd-ky-kokyosoudan\(アットマーク\)gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-kokyosoudan@gxb.mlit.go.jp)

※(アットマーク)は@に書き換えてください。

※メール送信の際は、件名に官署名等の記載をお願いします。

TEL 011-709-2311 (内線5724)

FAX 011-709-2148

受付時間 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※電話でのお問い合わせは、平日のみの受付となります。